

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年7月28日

月 曜 日

第5405号

目次

告 示

- 救急病院の認定 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2
- 保安林の指定予定
- 土地改良区の定款変更の認可 3

公 告

- 開発行為の工事完了

正 誤

- | | |
|------------------------|---|
| ○令和7年4月9日付け第5360号付け公告 | 4 |
| ○令和7年4月11日付け第5361号付け公告 | |
| ○令和7年4月30日付け第5369号付け公告 | |
| ○令和7年5月19日付け第5376号付け公告 | |
| ○令和7年5月23日付け第5378号付け公告 | 5 |
| ○令和7年6月2日付け第5382号付け公告 | |

告 示

富山県告示第317号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年7月28日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
公立学校共済組合北陸中央病院	小矢部市野寺123	公立学校共済組合	自 令和7年10月1日 至 令和10年9月30日

富山県告示第318号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年7月28日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
共同生活援助	令和7年8月1日	1620200137	社会福祉法人たかおか新生会	高岡市麻生谷3796番地	グループホームかえで	高岡市柴野567-1

富山県告示第319号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和7年7月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県中新川郡上市町極楽寺字張間屋敷 112の1、112の乙、112の丙、113の甲から113の戊まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第320号

土地改良区の定款変更の認可について

広田用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、令和7年7月18日認可した。

令和7年7月28日

富山県知事 新 田 八 朗

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月28日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
魚津市北鬼江2775番1、 2775番2、2771番の一部、 2772番の一部及び2778番 の一部並びに北鬼江字三 反田481番2地先	同 左	道路、公 園、下水 道	下新川郡入善町古黒 部3124番地	廣川建設工業 株式会社
射水市二口字轟921番3外 12筆、921番2、922番3 並びに922番8の各一部、 937番地先及び938番地先	同 左	道路、下 水道	高岡市出来田 245番 地 1	有限会社ア・ ライズ

[illegible]

頁	行	誤	正
3	下から 2	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項
4	上から 6	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項
5	上から12	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項

頁	行	誤	正
15	下から22	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項
16	上から12	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項

頁	行	誤	正
6	下から 2	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項
7	上から 6	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項

頁	行	誤	正
5	上から 3	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項

5	下から 8	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項
---	-------	---------------------------------	---------------------------------

令和 7 年 5 月 23 日 付け第5378号 付け公告「土地改良区の役員の退任」 中

頁	行	誤	正
5	下から 12	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項

令和 7 年 6 月 2 日 付け第5382号 付け公告「土地改良区の役員の退任」 中

頁	行	誤	正
9	上から 3	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項	土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項

